

## 委 託 契 約 書 ( 案 )

愛媛県(以下「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは次の条項により契約を締結する。

(委託事業の内容)

**第1条** 甲は、愛媛県小児救急医療電話相談事業(以下「委託事業」という。)を別添愛媛県小児救急医療電話相談事業運営委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託業務の遂行)

**第2条** 乙は、委託業務を仕様書に従って実施しなければならない。  
2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(委託の期間)

**第3条** 乙は、平成31(2019)年4月1日から平成34(2020)年3月31日までの間に委託事業を行うものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できるものとする。

(委託料)

**第4条** 甲は、乙に対し、委託料として、年額 金 \_\_\_\_\_円(うち消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_円)を支払う。  
2 乙は、各年度における業務完了後に甲に請求書を提出するものとし、甲はそれに基づき委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

**第5条** 契約保証金は、●●●●する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

**第6条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面

による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

**第7条** 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業計画書の提出)

**第8条** 乙は、契約締結後、各年度毎に事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画の変更)

**第9条** 乙は、各年度に提出した事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

ただし、事業計画書の収支予算書の支出の部に掲げる区分ごとの金額の20%以内の流用及び消費税及び地方消費税の額に係る変更については、この限りでない。

(実績報告及び完了検査)

**第10条** 乙は、各年度の委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

**第11条** 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第4号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

**第12条** 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第

5号)により、請求するものとする。

(契約の解除)

**第13条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき

(2) 委託事業を遂行することが困難であるとき

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(契約の変更)

**第14条** 委託業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議のうえ契約の内容を変更することができる。

(損害賠償)

**第15条** 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

**第16条** 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その支出を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

**第17条** 乙は、委託業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

**第18条** 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。(契約書外の事項)

**第19条** この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

平成31年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村 時広

住所

乙 法人名

代表者職氏名

様式第1号（第8条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

印

年度愛媛県小児救急医療電話相談事業計画書

平成 年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託契約書第8条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書（別紙様式1）
- 5 その他

別紙様式 1

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
委 託 料		愛媛県小児救急医療電話相談事業運営委託料
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
報 償 費		
需 用 費		
役 務 費		
使用料及び賃借料		
その他		
小 計		
消費税及び地方消費税 の額		
合 計		

(注) 委託先が免税業者の場合は、支出の部区分欄の「消費税及び地方消費税の額」を「消費税及び地方消費税の影響額」とする。

様式第2号（第9条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

㊞

年度愛媛県小児救急医療電話相談事業変更計画書

平成 年 月 日付けで承認のあった標記事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第9条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業の実施予定期間
- 4 事業の実施場所
- 5 収支予算書
- 6 その他

(注)変更のない事項については、省略することができる。

様式第3号（第10条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

㊞

年度愛媛県小児救急医療電話相談事業実施報告書

平成 年 月 日付けで契約を締結した標記事業について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の結果（効果）
- 5 収支決算書（別紙様式2）



別紙様式2

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
委 託 料		愛媛県小児救急医療電話相談事業運営委託料
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
報 償 費		
需 用 費		
役 務 費		
使用料及び賃借料		
その他		
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

(注) 委託先が免税業者の場合は、「消費税及び地方消費税の額」はそれぞれの区分に含める。

様式第4号（第11条関係）

年度愛媛県小児救急医療電話相談事業委託料精算払請求書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

⑩

平成 年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 委託料 金 円也

前金払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

様式第 5 号（第 12 条関係）

年度愛媛県小児救急医療電話相談事業委託料前金払請求書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者職氏名

Ⓜ

平成 年 月 日付けで契約を締結した標記事業に係る委託料  
について、委託契約書第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求しま  
す。

記

一金 円也

内訳 委託料 金 円也

前金払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

残額 金 円也

（注）前金払を必要とする理由書を添付すること。